

## 第 74 回全国植樹祭協賛要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第74回全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）の趣旨に賛同する個人、法人、その他団体（以下「企業等」という。）が、植樹祭及び植樹祭関連行事（以下「植樹祭行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

(協賛)

第 2 条 この要綱において、協賛とは、企業等が第74回全国植樹祭岡山県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 植樹祭行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) 物品協賛 植樹祭行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供
- (3) その他 前各号の他、実行委員会会長が特に認めるもの

2 前項第 2 号に規定する協賛物品は、別表 1 に定める「協賛物品の例示」のとおりとします。

(募集期間)

第 3 条 募集期間は、令和 6 年 3 月 3 1 日までとします。

(協賛依頼の対象者)

第 4 条 実行委員会会長は、植樹祭の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

(協賛の申込等)

第 5 条 協賛を申し込みいただける企業等は、あらかじめ第74回全国植樹祭協賛申込書（別記様式第 1 号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出していただきます。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第 1 0 条第 1 項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し第74回全国植樹祭協賛申込受理書（別記様式第 2 号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知します。

(協賛金の支払等)

第 6 条 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第 2 項による通知を受けた場合、受理書において、実行委員会が指定する受入口座へ協賛金を納入していただきます。

2 協賛金の領収書は、各金融機関の振込受領書等をもって代えさせていただきます。ただし、希望により、実行委員会会長が領収書を発行することもできます。

(協賛物品の受納等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会会長が指定する方法により、協賛物品を納品していただきます。

2 第2条第2項による協賛物品の規格、色、デザインは実行委員会会長が指定するものとします。

3 実行委員会会長は、協賛物品を受納した場合、受領書を発行します。

4 複数の企業等から同一の物品協賛があり、かつ、必要数以上となった場合は、申込順に受理するものとします。

(協賛の特典等)

第8条 第6条第1項又は第7条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)の特典は、別表2に定める「協賛者特典一覧」(以下「特典一覧」という。)のとおりとします。ただし、第7条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会会長が、協賛内容から換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとします。

2 第2条第1項第3号の規定による協賛者に対する特典の取扱は、前号に準ずるものとします。

3 企業等は複数年(複数回)協賛した場合は、その合計額により算出した額に応じた特典とします。

4 別表2に定める協賛者の特典は、実行委員会の承認を受けて新たな特典を追加する場合があります。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを植樹祭行事の経費及び植樹祭の開催に付随する経費に使用し、目的外使途には一切使用しないものとします。

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は植樹祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者

(3) 法令又は公序良俗に反する者

(4) 植樹祭について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者

(5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者

2 実行委員会会長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関する必要な事項は、実行委員会事務局で定めることとします。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。